

事務連絡
平成 28 年 3 月 24 日

各社会福祉法人等代表者 殿

富山県厚生部障害福祉課長
(公印省略)

建築基準法に基づく建築物の定期報告について

日頃より障害福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、「建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」(平成 28 年政令第 6 号) 及び「定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件」(平成 28 年国土交通省告示第 240 号) が公布され、建築基準法に基づく建築物の定期報告制度を見直し、平成 28 年 6 月以降にあっては、障害者支援施設等が報告対象として位置付けられることとなります。

つきましては、下記の内容をご了知の上、事務に遗漏のないよう、よろしくお願ひいたします。

なお、該当の施設に対しては、別途報告先となる地方公共団体の建築担当課より通知がありますので、ご確認ください。

記

1 定期報告制度の概要

- 定期報告制度は、使用開始後の建築物が建築基準法の基準に適合していることを確かめることで、当該建築物の利用者の安全・安心を確保するための制度です。
- 具体的には、建築物の所有者又は管理者が、定期的に、建築物調査員などの資格者に調査をさせ、その結果を地方公共団体に報告することが義務付けられています（建築基準法第 12 条第 1 項）。
- 制度の詳細については、別紙 1 を参照してください。

2 報告対象となる施設

- 報告対象となる施設の一覧は別紙 2 のとおりです。
- ただし、別紙 2 に掲げる施設以外の施設であっても、報告先となる地方公共団体が対象として指定する場合があります。

3 報告先となる地方公共団体

- 富山市又は高岡市に所在する建築物等…当該市の建築指導課
- その他の市町村に所在する建築物等…各土木センター建築課

(事務担当) 自立支援係
TEL : 076-444-3212

別紙1

建築基準法における定期報告制度

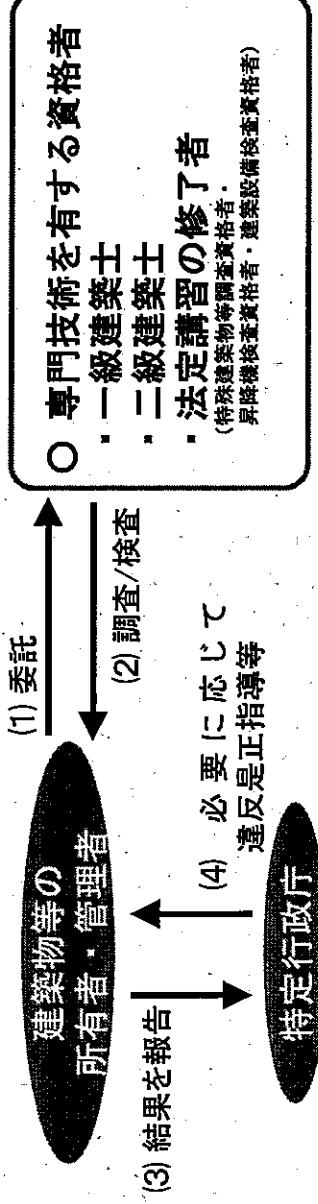


- 建築基準法においては、①建築物、②建築設備（給排水設備、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置）、③昇降機、④防火設備について、経年劣化などの状況を定期的に点検する制度が設けられている。
- 具体的には、一定の条件を満たす建築物等の所有者・管理者の義務として、(1) 専門技術を有する資格者に建築物等の調査・検査をさせ、(2) その結果を特定行政庁※へ報告することを定めている。
※ 建築主事を置いている地方公共団体のこと。

【報告対象の建築物等】

- ・ 特定行政庁が指定する
- ・ ①建築物、
②建築設備、
③昇降機

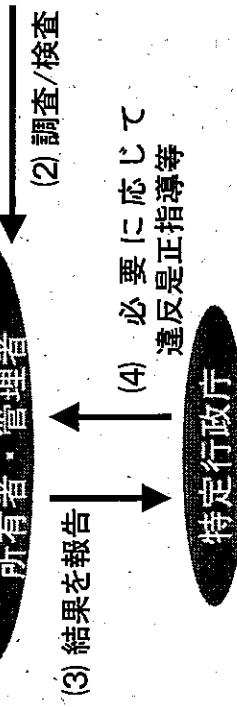
【報告手続きの流れ】



【報告対象の建築物等】

- 専門技術を有する資格者
- ・ 一級建築士
・ 二級建築士
・ 法定講習の修了者
(特殊建築物等調査資格者・連続設備検査資格者)

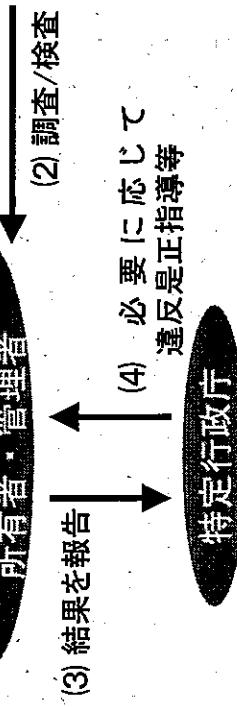
【報告手続きの流れ】



【報告対象の建築物等】

- 専門技術を有する資格者
- ・ 一級建築士
・ 二級建築士
・ 法定講習の修了者で国土交通大臣から資格者証の交付を受けた者
(特定建築物調査員・昇降機等検査員・防火設備検査員・建築設備検査員)

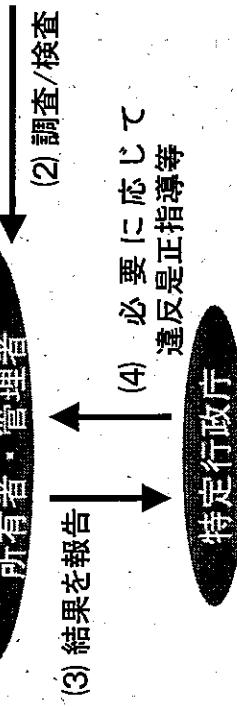
【報告手続きの流れ】



【報告対象の建築物等】

- 専門技術を有する資格者
- ・ 一級建築士
・ 二級建築士
・ 法定講習の修了者で国土交通大臣から資格者証の交付を受けた者
(特定建築物調査員・昇降機等検査員・防火設備検査員・建築設備検査員)

【報告手続きの流れ】



改正前

改正後
(平成28年6月1日)

※ 赤字・下線部分が改正箇所

別紙2

定期報告対象となる建築物・昇降機・防火設備【政令指定期】

※ 建築設備については、政令では指定しない。

A. 建築物※1		対象用途	対象用途の位置・規模※2(いずれかに該当するもの)
劇場、映画館、演芸場			①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200m ² 以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの
観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場			①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200m ² 以上のもの ③地階にあるもの
病院、有床診療所、旅館、ホテル、就寝用福祉施設※3			①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が300m ² 以上であるもの※4 ③地階にあるもの
体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキーキャンプ場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(※いずれも学校に附屬するものを除く)			①3階以上の階にあるもの ②床面積が2,000m ² 以上であるもの
百貨店、マーケット、展示場、キャラバン、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業者を専門とする店舗			①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が500m ² 以上であるもの ③床面積が3,000m ² 以上であるもの ④地階にあるもの
※1 該当する用途部分が避難階段のみにあるものは対象外。 ※2 該当する用途部分の床面積が、100m超のものに限る。 ※3 サービス付き高齢者グループホーム、障害者グループホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所、看護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練は又就労移行支援を行う事業所に限る。)の事業所(利用者の就寝の用に供するものに限る。) ※4 病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設があるものに限る。			
B. 昇降機		対象	例 外
○エレベーター ○エスカレーター ○荷物専用昇降機(フロアタイプ)			・ホームエレベーター(住戸内のみを昇降するもの) ・工場等に設置されている専用エレベーター
C. 防火設備 (防火扉、防火シャッター)		対象	例 外
○上記Aの建築物の防火設備 ○病院、有床診療所又は就寝用福祉施設※5の防火設備			・常時閉鎖式※4の防火設備 ・外壁開口部の防火設備 ・防火ダンパー
※4 普段は閉鎖された状態となっており、開放してもアクリローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの ※5 該当する用途部分の床面積の合計が200m ² 以上のもの			

3. 日頃から注意、点検を

建築物の維持保全を適正に実施することは、思わぬ事故を防ぎ、地震や火災等の災害時の被害を軽減したり、建築物の寿命を長持ちさせることにつながります。建築物の適正な維持保全は、省エネルギー、地球資源の問題からも今後大変重要な事項です。

■ 特定建築物の定期調査報告

建築物の定期調査報告を行いましょう

国及び特定行政庁が定めた建築物（特定建築物）の所有者・管理者は、敷地・構造等の状況を特定建築物調査員等に調査させ、特定行政庁に報告する義務があります。建築物の安全のため、定期調査報告を行いましょう。

定期調査の対象範囲

1 敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、塀、擁壁
2 建築物の外部	基礎、土台、外壁
3 屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
4 建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
5 避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
6 その他	避雷設備、煙突、その他



特定建築物 定期調査報告マーク

建築物の外壁は安全ですか

外壁は、年数が経過すると老朽化し、そのまま放置すると外壁の落下により思わぬ事故が発生します。日頃からの点検などにより、外壁に異常が認められた時は、特定建築物調査員、又は建築仕上診断技術者（ビルディングドクター）等の専門家に相談しましょう。



② 防火設備の定期検査報告

防火設備が適切に閉まりますか

火事が発生したときに、防火扉や防火シャッターの作動不良及び防火設備の周辺部に放置された物品等により扉等が適切に閉まらない場合、火災による被害を大きくする原因となります。防火設備は、火災による火や煙の被害を最小限に食い止めるとともに安全な避難を確保するための重要な設備です。

防火設備の定期検査の時期が来ましたら、防火設備検査員に相談しましょう。

定期検査の対象範囲

- 1 防火扉
- 2 防火シャッター
- 3 防火クロススクリーン
- 4 ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備

※定期検査の対象は、火災時に煙や熱で感知して閉まる防火設備です。



防火設備 定期検査報告マーク
(商標登録出願中)

